

1 検討の背景

(1) 国等の動き

◆「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」

中央教育審議会初等中等教育分科会は、平成 24 年7月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」をまとめた。

報告において、共生社会の形成に向け、障害のある者と障害のない者が共に学ぶことを追及するとともに、個別の教育的ニーズのある児童・生徒等に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することの重要性を示した。

◆「学校における交流及び共同学習の推進について」

平成 29 年に、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を実現するために政府が行うべき施策が「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」として取りまとめられた。これを踏まえて国は、平成 30 年に「学校における交流及び共同学習の推進について」を策定し、交流及び共同学習の普及促進や教職員の研修の充実を図るよう示した。

◆国連・障害者権利委員会による総括所見

令和 4 年9月、国際連合の障害者権利委員会における日本政府報告に関する総括所見において、よりインクルーシブな取組を求める勧告が出された。具体的には、障害のある児童・生徒がインクルーシブ教育を受ける権利があることを認識することや、質の高いインクルーシブ教育に関する国家の行動計画を採択することなどへの対応が求められた。

◆国が示すインクルーシブな学校運営モデル

国は、令和5年3月に取りまとめられた「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」を受け、令和6年度新規事業として、「インクルーシブな学校運営モデル事業」を実施し、「障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営するインクルーシブな学校運営モデルを構築し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め、一緒に教育を受ける状況と、柔軟な教育課程及び指導体制の実現を目指し、実証的な研究を実施する。その際、異なる教育課程を踏まえた柔軟な教員配置も含めた校内体制等についても併せて研究を行う」こととしている。

具体的には、一体的に運営する特別支援学校と小学校等を「学校運営連携校」に指定するとともに、学校運営連携校には「連絡協議会」を設置し、特別支援学校の教育課程と小学校等の教育課程をコーディネートするカリキュラム・マネージャーの設置や、交流及び共同学習を発展させた柔軟で新しい授業の在り方の研究等などが想定されている。

また、連携類型(例)として、施設の距離の観点から、特別支援学校と他校種が一つの建物内に設置される「一体型」、同一敷地内に、特別支援学校と他校種の建物が別々に設置される「併設型」、隣り合った敷地に、他校種と特別支援学校の建物が設置される「隣接型」と分類している。

(2)都の動き

◆「未来の東京」戦略の策定

都は、持続可能な「未来の東京」を切り拓くため、令和3年3月に「未来の東京」戦略を策定した。ここにおいて、東京で働き、暮らす誰もが、共に交流し、支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」を実現するため、様々な場で多様な人が共に支え合う環境づくりを推進するとともに、一人ひとりがお互いを認め合い、尊重し合う社会の実現を目指すことを施策として位置付けた。

◆東京都教育ビジョン(第5次)の策定

都教育委員会は、令和6年3月に、令和6年度から令和10年度までの5年間で、都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示した「東京都教育ビジョン(第5次)」を策定・公表した。本ビジョンでは、「教育のインクルージョンの推進」を基本的な方針の一つとして位置付けた。

◆発達障害のある児童・生徒が学ぶ環境の整備

発達障害のある児童・生徒が学習上又は生活上の困難を改善・克服し、可能な限り在籍学級で他の児童・生徒と共に有意義な学校生活を送ることができるよう、発達障害教育を担当する巡回指導教員が各校を巡回して指導する特別支援教室の導入を進め、平成30年度には全公立小学校で、令和3年度には全公立中学校で導入が完了した。

また、令和3年度から、都独自の仕組みである、外部人材を活用した都立高等学校等における通級による指導を開始している。

◆小・中学校における交流及び共同学習の充実

令和2年度から令和4年度にかけて、交流及び共同学習の先駆的な取組を行う区市町村教育委員会において、特別支援学級の子供が通常の学級と一緒に学ぶ際の目標設定や、指導・評価方法に関する取組などの実践的研究事業を実施し、令和5年3月に「学校におけるインクルージョンに関する実践的研究等事業報告書」を公表した。

令和5年度からは、実践的研究事業の成果を踏まえ、より多くの学校において交流及び共同学習の実施が拡充されるよう、更なる事例の収集と普及を図るために、交流及び共同学習拡充支援事業を実施している。

◆異校種期限付異動の制度を活用したインクルーシブ教育システムの体制整備の推進

令和6年度から、重点地区を設定し、異校種期限付異動により、小・中学校に配置された都立特別支援学校の教員が指導の中心を担うとともに、特別支援学級担当教諭への指導・助言を行うことや、重点地区における小・中学校の教員が都立特別支援学校において特別支援教育の専門性向上を図るなどの取組を行うインクルーシブ教育システム体制整備推進事業を実施している。

◆インクルーシブ教育支援員の配置

これまで発達障害教育を中心に行ってきた補助事業を拡充し、障害のある子供とない子供が可能な限り共に教育を受け、安全・安心に過ごすことのできる環境と、個別の教育的ニーズに応える多様な学びの場を整備するため、小・中学校において障害のある児童・生徒の日常生活上の介助や学習支援等を行うインクルーシブ教育支援員の配置に係る費用を補助する事業を令和6年度から開始した。

◆都立青鳥特別支援学校八丈分教室の設置

都教育委員会では、令和3年度にモデル事業として設置した都立青鳥特別支援学校八丈分教室の効果検証等を行うため、令和5年度に島しょ地域における特別支援学校分教室のあり方検討委員会を設置した。ここでは、八丈分教室における教育内容について十分な特色が発揮されていることなどが報告された。こうした成果を踏まえ、令和6年度から八丈分教室を正式に分教室として位置付けることとした。

また、本委員会で、島しょ地域における知的障害教育部門・高等部の特別支援学校分教室設置に関する考え方を、次のとおり整理した。

- I 既設の高等学校との併設により、適切な学習環境を整えることができること。
- II 併設する高等学校と分教室が、教職員や施設面等において、相互理解の下、円滑な協力関係を構築できること。
- III 設置後数年間にわたり1学年に複数人の生徒入学があり、全学年に学級を設置することが継続的に見込まれること。